

## 3人目以降のお子さんの保育料一部免除の手続き

次のすべてに該当する世帯の方は、3人目以降のお子さんの保育料が免除になります。

- ① 平成21年度保育所徴収金基準額表でB2階層・C11・C12階層の世帯の方
- ② 18歳に達する日以降の3月31日までの間にお子さんが3人以上おられる世帯で、3人目以降のお子さんが保育園に入園されている方(保護者が異なる場合は除く)
- ③ 平成21年4月1日現在で、市内に引き続き1年以上住所がある世帯の方

### ■ 手続き方法

保育料免除申請が必要です。

平成21年度保育料が確定しますので、該当する方には7月中旬までに個別に通知します。該当すると思われる方で通知が届いていない方はご連絡ください。

■ 手続き期限 7月31日(金)

### ■ 問い合わせ

子ども未来課 管理係

☎ 86-8179 FAX 86-8380

## 甲賀市議会議員一般選挙 立候補予定者説明会

10月11日告示、18日執行予定の甲賀市議会議員一般選挙の立候補予定者説明会を開催します。

説明会では、立候補に必要な書類等も配布しますので、立候補あるいは立候補者を推薦しようと考えられている方は、必ずご出席していただきますようお願いいたします。

※1候補者につき3名以内の出席をお願いします。

日時 8月22日(土)午後1時30分～

場所 鹿深ホール(水口中央公民館内)

問い合わせ 選挙管理委員会事務局  
☎ 65-0667 FAX 63-4554

申請を  
お忘れなく

## 国民健康保険限度額適用・ 標準負担額減額認定証の申請

国民健康保険加入者の方は、事前に申請し認定されることにより、入院をされたときの高額療養費および食事代について、窓口の支払いが自己負担限度額となる制度を設けています。

限度額適用を受けようとする方は申請が必要となります。また、今まで認定証をお持ちの方も有効期限が7月31日ですので、改めて申請が必要です。

### ■ 申請場所

保険年金課または各支所

### ■ 持参するもの

保険証、課税証明書  
(21年1月1日に甲賀市に住所のない方)

※70歳以上の国民健康保険前期高齢者の方の「限度額適用・標準負担額減額認定証」についても同様に申請が必要です。

### 国民健康保険高齢受給者証を更新

現在、お使いいただいている高齢受給者証の有効期限が7月31日であるため、8月1日からお使いいただく新しい証を7月下旬にお手元に郵送でお届けします。お手元に届きましたら、お名前等間違いがないか確認の上、大切に保管してください。

また、受診をされるときは保険証とあわせて必ず病院の窓口へ提示をお願いします。

問い合わせ 保険年金課 国保年金係  
☎ 65-0688 FAX 63-4618